

海外展開・事業再編資金

融資制度の概要

資金使途

海外展開事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金
(海外企業に対する転貸資金を含みます)

融資限度額

14億4千万円 (特別利率4億円)

貸付期間

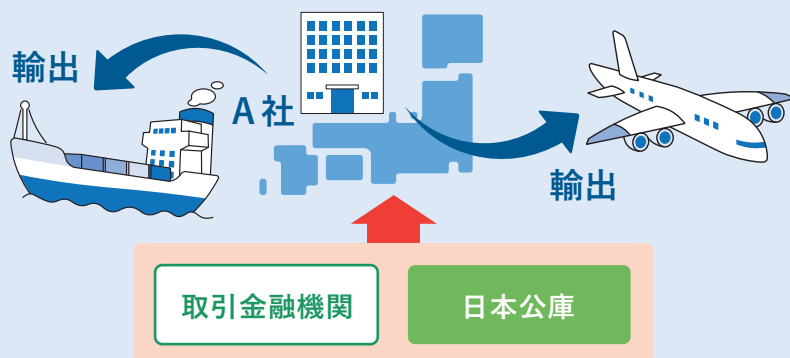
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内)

運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)



ご融資のイメージ① 輸出拡大のための 運転資金

水産食料品製造業者のA社は、商社経由で輸出を開始。その後、海外の展示会において当社の商品が高い評価を受けたことを契機に、輸出規模の拡大を計画。

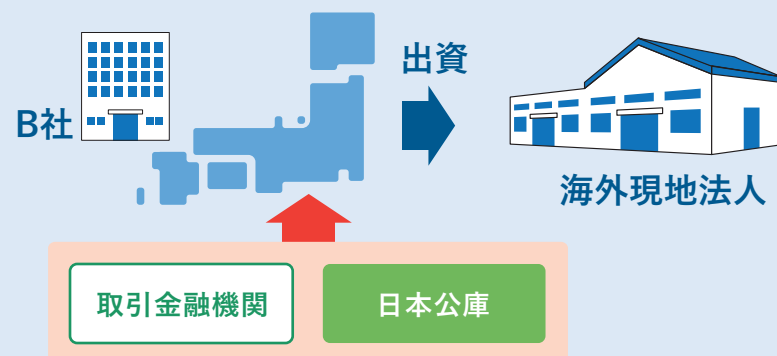


公庫は取引金融機関と連携して、輸出拡大に伴う運転資金を融資。付加価値の高い海外事業の売上比率が上昇し、収益力が向上。



ご融資のイメージ② 海外現地法人の 設備投資のための 出資金

自動車向けの金属プレス部品製造業者のB社は、主力取引先である大手自動車部品メーカーからの増産要請を受け、海外現地法人において生産能力向上のための設備投資を計画。



公庫は取引金融機関と連携して、海外現地法人において設備投資を実施するための資金(出資金)をB社(国内親会社)に対して融資。海外現地法人の生産能力向上により主力取引先からの受注が増加し、グループ全体の収益力が向上。



▶ 適用利率簡易フローチャート

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。

海外直接投資（海外法人に対し出資、貸付等）を行う場合

日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う

特別利率②

Yes →
No →

以下の**すべて**に該当する

- ①ご融資後5年以内に海外展開事業の減価償却前売上高経常利益率が5%を超えることが見込まれる
- ②ご融資後5年後の国内の従業員数が減少しないことが見込まれる
- ③ご融資後5年間、海外展開事業の業況について日本公庫に報告する

特別利率②

以下の**いずれか**に該当する

- ①海外法人を買収するために必要な資金である
- ②海外知的財産を活用した海外展開事業を行う

特別利率①

基準利率

海外法人への販売強化または海外法人に生産委託を行う場合

以下の**すべて**に該当する

- ①日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う
- ②海外展開事業（販売強化または生産委託）を新たに開始する（開始して5年以内を含む）
- ③「新規輸出1万者支援プログラム」に登録している

特別利率③

新規輸出1万者支援プログラムの概要はこちら



日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う

特別利率②

以下の**いずれか**に該当する

- ①海外展開事業（販売強化または生産委託）を新たに開始する（開始して5年以内を含む）
- ②海外知的財産を活用した海外展開事業を行う

特別利率①

基準利率

※本資料は、海外展開・事業再編資金のうち一部を抜粋しております。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら



海外において新たな事業活動等を行うため、
現地流通通貨での資金調達を希望する中小企業のみなさまへ

日本政策金融公庫 中小企業事業の スタンバイ・クレジット制度

スタンバイ・クレジット制度とは

スタンバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です（以下スタンバイ・クレジットを「信用状」といいます）。

お客さま（国内親会社）の海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）が海外に拠点を有する金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本公庫が提携する当該金融機関に対して信用状を発行いたします。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援いたします。

ご利用いただける方

次のいずれかの計画の承認又は認定（変更承認又は変更認定を含む）を受けた方

■経営強化法に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画、経営力向上計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画 ■地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画 ■農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画 ■農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参入計画 ■食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画 ■輸出促進法に基づく輸出事業計画 ■地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画

（本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。）

■海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保に活用いただくことにより、提携金融機関から円滑かつ日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができます。

■国内親会社の財務体質の改善

海外現地法人等が国内親会社から資金調達（出資受入や借入）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化でき、ROA等の経営指標の改善も期待できます。

■為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てますので、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できます。

制度利用の メリット

■海外での経営管理体制の強化

本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができます。

提携金融機関（括弧内は本店所在地）

- 平安銀行（中国） ■インドステイト銀行（インド） ■バンクネガラインドネシア（インドネシア）
■山口銀行（日本）【対象地域：中国】 ■名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ■横浜銀行（日本）【対象地域：中国】
■KB 国民銀行（韓国） ■CIMB 銀行（マレーシア） ■バノルテ銀行（メキシコ） ■メトロポリタン銀行（フィリピン）
■DBS 銀行（シンガポール） ■ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ■合作金庫銀行（台湾）
■バンコック銀行（タイ） ■ベト・イン・バンク（ベトナム） ■HDバンク（ベトナム） （本店所在地の英語名のアルファベット順）

仕組み図

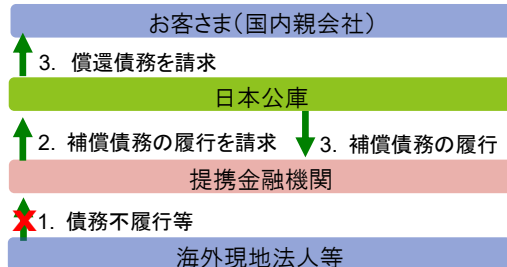
■信用状の発行手続き

お客さま(国内親会社)による信用状の発行依頼に基づき、日本公庫はお客さまの審査を行います。同時に、お客さまの海外現地法人等は、日本公庫が提携する金融機関に融資申込みを行い、提携金融機関は海外現地法人等の審査を行います。日本公庫及び提携金融機関の審査が完了次第、日本公庫は提携金融機関に対し信用状を発行し、提携金融機関は海外現地法人等に対し信用状を裏付けとして融資を行います。



■補償債務及び償還債務の履行

海外現地法人等の債務不履行等により、提携金融機関が債権保全の必要性を認識した場合、提携金融機関は日本公庫に対し書類の呈示を行うことで補償債務の履行を請求します。日本公庫は書類を点検し、信用状条件を充足していると認めた場合、速やかに提携金融機関に対し補償債務の履行を行います。同時に日本公庫はお客さまに対し、日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額を償還債務として請求し、お客さまは償還債務の履行を行います。



商品概要・ご利用条件

信用状の発行条件

- ・補償限度額: 1 法人あたり 4 億 5 千万円(①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に 4 億 5 千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります)
- ・補償条件: 提携金融機関からの請求による支払い
- ・信用状有効期間: 1 年以上 6 年以内
- ・適用ルール: UCP600(国際商業会議所による信用状統一規則)またはISP98(Institute of International Banking Law & Practice, Inc.(国際銀行法銀行業務協会)が主体となって作成した国際スタンバイ規則)に準拠

信用状制度の利用条件

- ・補償料率: 信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。
- ・補償料の支払方法: 信用状の発行前に一括前払い
- ・保証人: 一定の要件に該当する場合には、代表者の方の個人保証が必要となります。
- ・償還債務の金額: 日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額

海外でのお借入れ条件

- 融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。
- ・融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
 - ・資金使途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
 - ・融資期間: 1 年以上 5 年以内

－ご利用に関するご留意点－

- ・ご利用にあたり事業の見通し等について日本公庫および提携金融機関の審査が各々必要です。審査の結果本制度をご利用いただけない場合もあります。
- ・本制度は、提携金融機関による海外現地法人等への融資をお約束するものではありません。
- ・信用状の発行後は、原則として信用状の取消しおよび返還ができません。また日本公庫はお客さまから受領した補償料および費用等を返還致しません。
- ・お客さままたは海外現地法人等が、お客さまと日本公庫との間で締結する信用状取引約定に定める所定の要件(債権保全を必要とする事由等)に該当した場合には、日本公庫が提携金融機関に補償債務の履行を行う前であっても、お客さまに償還債務を事前にご負担いただきます。この場合、信用状記載の金額に費用等を加えた金額を請求いたします。
- ・日本公庫が相当の注意をもって提携金融機関から呈示された書類を点検し、これらが信用状条件を充足していると認めて補償債務の履行を行ったときは、お客さまはその取扱いに異議を述べることは出来ません。
- ・お客さまには、次の事項について同意または承認していただきます。
 - － 日本公庫が、補償債務の履行を行うために提携金融機関から呈示された書類を正確、真正かつ有効であるものとして取り扱うこと
 - － 日本公庫が、書類に記載された事実等の正確性および真実性について確認を行わないこと
 - － 日本公庫が補償債務の履行を行う前にお客さまに書類について照会を行った場合であっても、日本公庫は書類に記載された事実等の正確性および真実性について責任を負わないこと(日本公庫がお客さまに照会を行わなかった場合も同様の扱いとなります)
- ・日本公庫が補償債務を負担し又は履行した際の金額の計算に際しては、日本公庫所定の為替相場を適用します。
- ・日本公庫が補償債務を負担し又は履行した場合、日本公庫の補償履行金額等をお客さまに円貨でお支払いいただくため、この点での為替リスクをご負担いただきます。
- ・日本公庫は、提携金融機関から呈示された書類に記載された内容と事実の不一致およびお客さままたは海外現地法人等と提携金融機関との間における与信行為その他の取引に伴う契約違反または争いに関して一切の責任を負いません。
- ・本制度の対象国において、政治・経済状況の変化により混乱が生じた場合、または金融取引に対して新たな規制が設けられた場合には、信用状を発行できない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

上記は概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

クロスボーダーローン

～海外展開・事業再編資金～

経済の構造的変化等に適応するために国内中小企業者等（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人を支援する制度です。

本制度の特徴

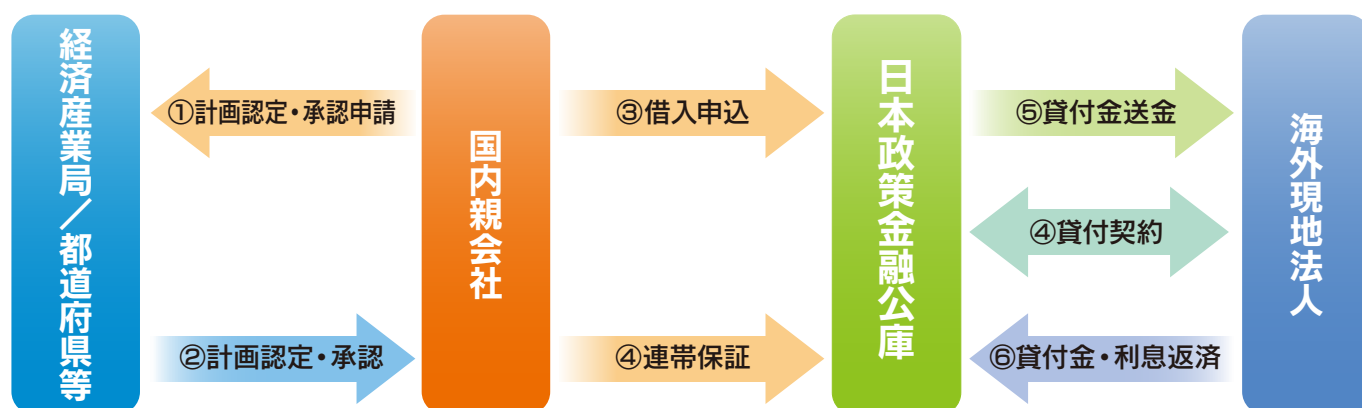
国内親会社の 財務体質改善

海外現地法人が国内親会社から資金調達（出資受入や借入等）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できます。

長期安定資金

融資期間は設備資金20年以内（米ドルの場合15年以内）、運転資金7年以内で長期の安定資金としてご利用いただけます。

本制度のスキーム図



本制度のご利用条件・商品概要

ご利用いただける方 ^(注1)	次の1～3のいずれかに当てはまる方 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者 ^(注2) の海外現地法人 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者 ^(注3) の海外現地法人
ご利用いただける資金 ^(注4)	設備資金および長期運転資金
ご利用いただける海外現地法人の所在国・地域	タイ、ベトナム、香港 ^(注5) 、シンガポール、フィリピンまたはメキシコ
ご利用いただける通貨	日本円または米ドル
融資限度額	直接貸付 14億4千万円 (米ドルの場合は公庫所定の為替レートで円換算して計算します。)
融資利率 ^(注6) ^(注7)	4億円まで 特別利率 ^③ 4億円超 基準利率
融資期間	■ 設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) ^(注8) ■ 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
保証人	国内親会社 (特定事業者またはみなし特定事業者) の連帯保証が必要となります。

(注1) ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。

(注2) 特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注3) 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

(注4) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

(注5) 香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

(注6) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

なお、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。

(注7) 米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

(注8) 米ドルの場合は、貸付期間が15年以内 (うち据置期間2年以内) となります。

ご利用にあたっての留意事項

- ご利用にあたっては、日本公庫による所定の審査が必要です。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
- ご利用にあたっては、外国為替を取扱うことのできる預金口座が必要となります。
- ご返済にあたっては、所定の外国為替関係手数料が必要となります。
- ご返済にあたっては、貸付通貨が円貨・外貨いずれの場合においても個別のお振込手続が必要となります。
- ご返済はご融資した通貨にて行っていただくことになります。
- 外国為替相場の変動により債務の現地通貨建ての価値が変動し、為替差損益が発生する可能性があります。
- 保証人たる国内親会社が海外現地法人の代理人となり、ご融資にかかる各種手続を行っていただきます。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 0120-154-505